＜進級･卒業の認定＞

【進級認定基準】

- 学則に定める教育課程をすべて受講し、その成績評定が全科目２以上であること 。
- ３月に開催する進級認定会議において進級認定されていること。

【卒業認定基準】

- 学則に定める教育課程をすべて受講し、その成績評定が全科目２以上であること 。
- 修業年限２年の学科にあっては６２単位以上、修業年限３年の学科にあっては９３単位以上、修業年限４年の学科にあっては１２４単位以上取得していること。
- ３月に開催する卒業認定会議において卒業認定されていること。